

赤井川村の宿泊税に関する資料



令和5年10月4日

赤井川村

赤井川村の概要

- 赤井川村は、その四方を山々に囲まれた「カルデラ」状の地形をなしています。
- 気象条件は盆地特有の内陸型気候で、冬の積雪は多く、北海道内で有数の豪雪地帯です。夏は気温が上がりますが、昼夜の寒暖の差が大きく、果菜類の栽培に適しています。
- 赤井川村の主産業は、農業と観光業です。農産物の品目は多岐にわたり、北海道で栽培できる農産物は何でも出来るといわれています。
- 畑地かんがい施設(畑の水道)の整備により、施設(ハウス)栽培の増加に伴い、野菜の占める割合が増加しています。
- キロロスノーワールドを中心としたウィンタースポーツだけでなく、グリーンシーズンはアウトドアスポーツ(パラグライダー、カヌー、トレッキング)や美味しい食材を求めるドライブ観光客も増えています。また、カルデラ温泉も賑わいを見せています。

赤井川村の農業



米をはじめ、メロン・スイカ・南瓜・
アスパラガス・スイートコーン・馬鈴薯・
イチゴ・ブロッコリー・花き・牛乳等
多品目の農産物が生産されています。

農産物を使用して「ジェラード等スイーツ」
「ソーセージ類」「スープ・カレー」
「手作りパン」等、様々な加工品の生産に
取り組んでいます。



赤井川村の観光業

393号線 小樽市～倶知安町の間にある
「道の駅あかがわ」は、いつも賑わうスポット

「カルデラ温泉」も新たな源泉を使用している
リニューアルオープン



世界屈指の「パウダースノー」を誇るスキー場
を中心とした総合リゾート施設
「キロロリゾート」

アウトドアスポーツ(パラグライダー、カヌー、ト
レッキング)も各企業にて体験できます



赤井川村の「年間観光入込客数」の推移



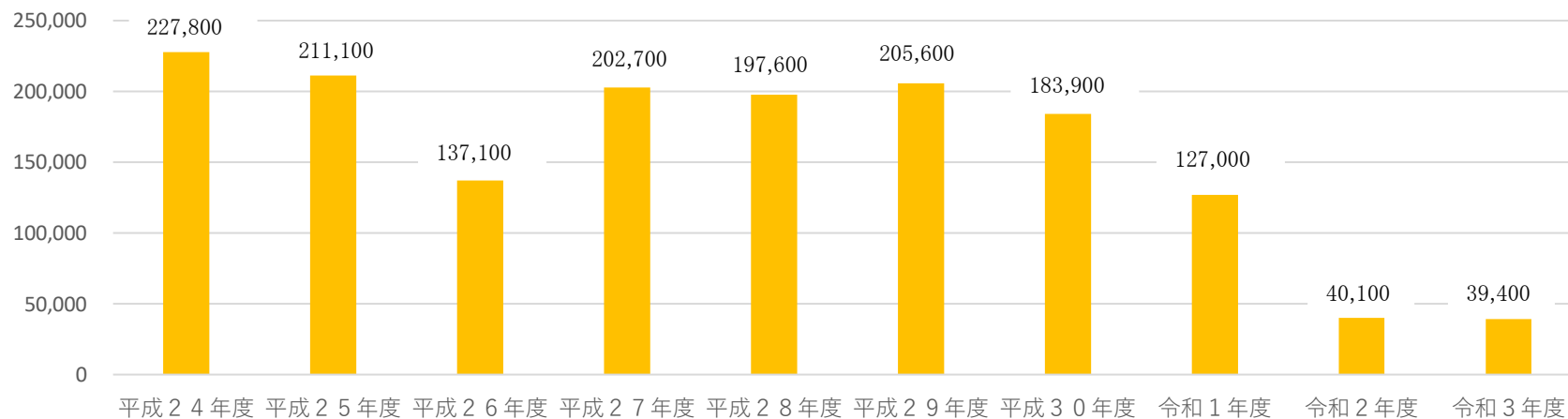
赤井川村全体の観光客入込客数推移グラフとなります。

平成27年度からは、「道の駅あかいがわ」の客数もカウントされていることから、100万人を超え、平成29年度は135万人に達しています。又、令和6年度は、コロナ前並みの数値になると予測しています。

赤井川村(キロロリゾートのみ対象)の「年間宿泊数」の推移

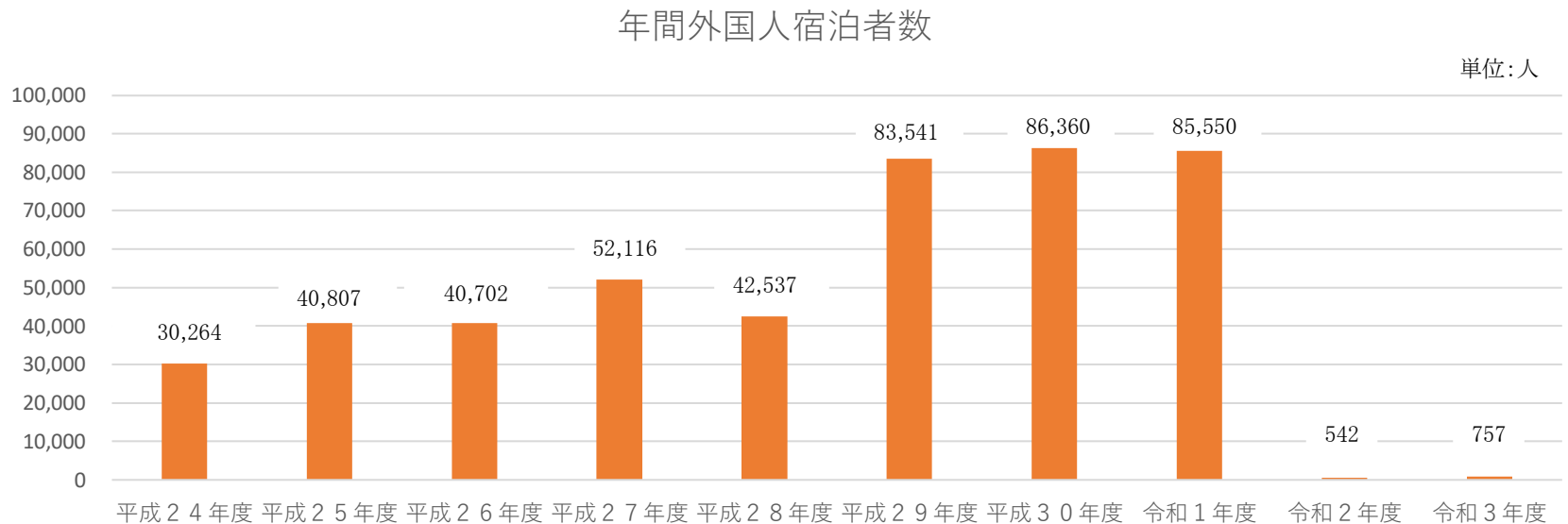
年間宿泊数

単位:人



キロロリゾートの年間宿泊数推移グラフとなります。
前頁の「観光入込客数」と比例せず、ほぼ横ばい状態となっています。
キロロリゾートホテルは、客室リニューアルを行っており今後期待しております。

赤井川村の「年間外国人宿泊者数」の推移

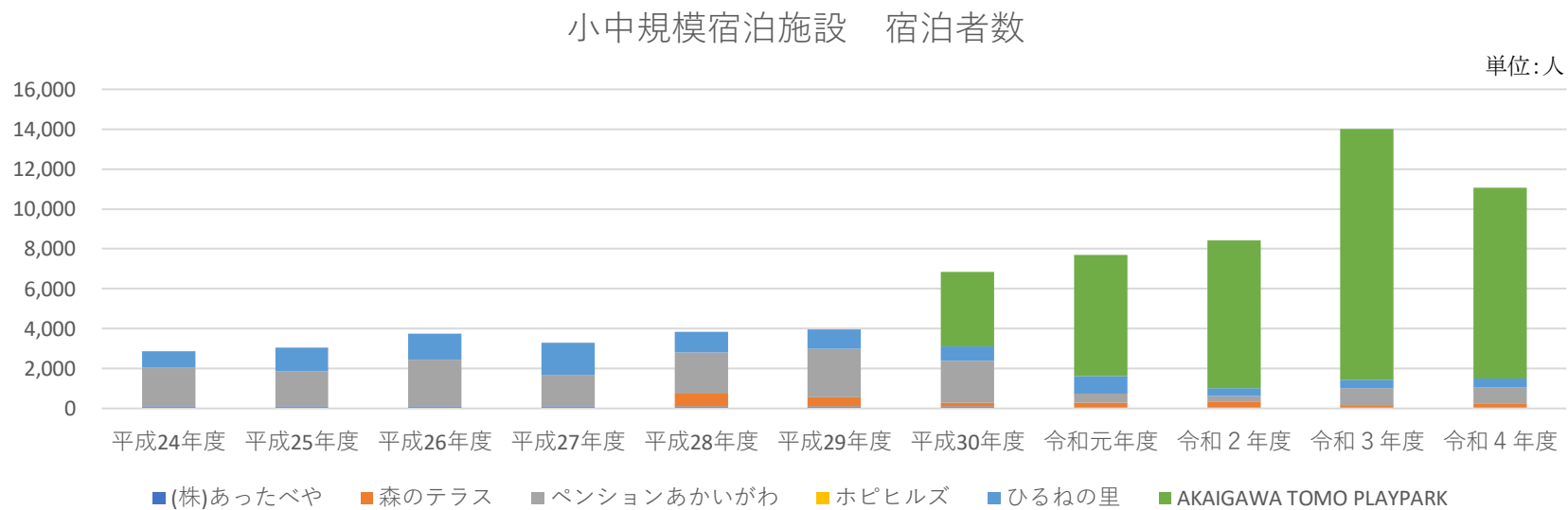


キロリゾートに宿泊した、外国人観光客の推移グラフとなります。

平成29年度以降は、それまでの2倍の約9万人となり、多くの外国人観光客が宿泊しています。

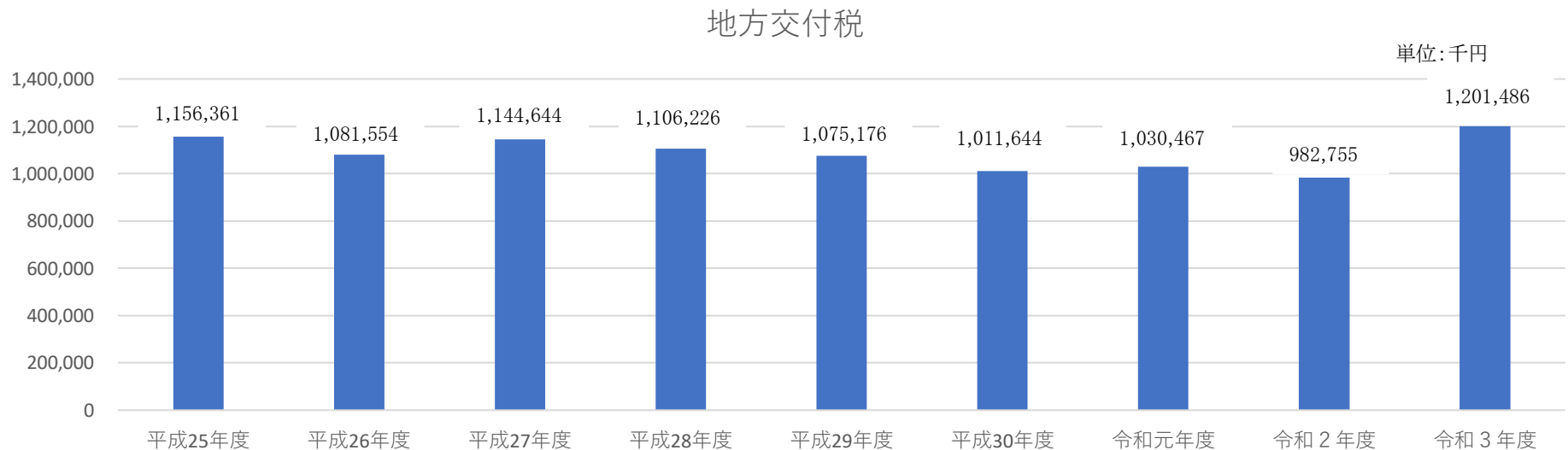
令和2年度以降は1000人を切っていますが、令和6年度は、コロナ前並みの数値になると期待しています。

赤井川村の「小中規模宿泊施設 宿泊者数」の推移



赤井川村の「小中規模宿泊施設 宿泊者数」の推移表となります。

赤井川村の「地方交付税」の推移



赤井川村の「地方交付税」の推移表となります。

平成25年から令和2年度においては、下降傾向でしたが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症対応事業として臨時経済対策が算出されたため増加となっています。

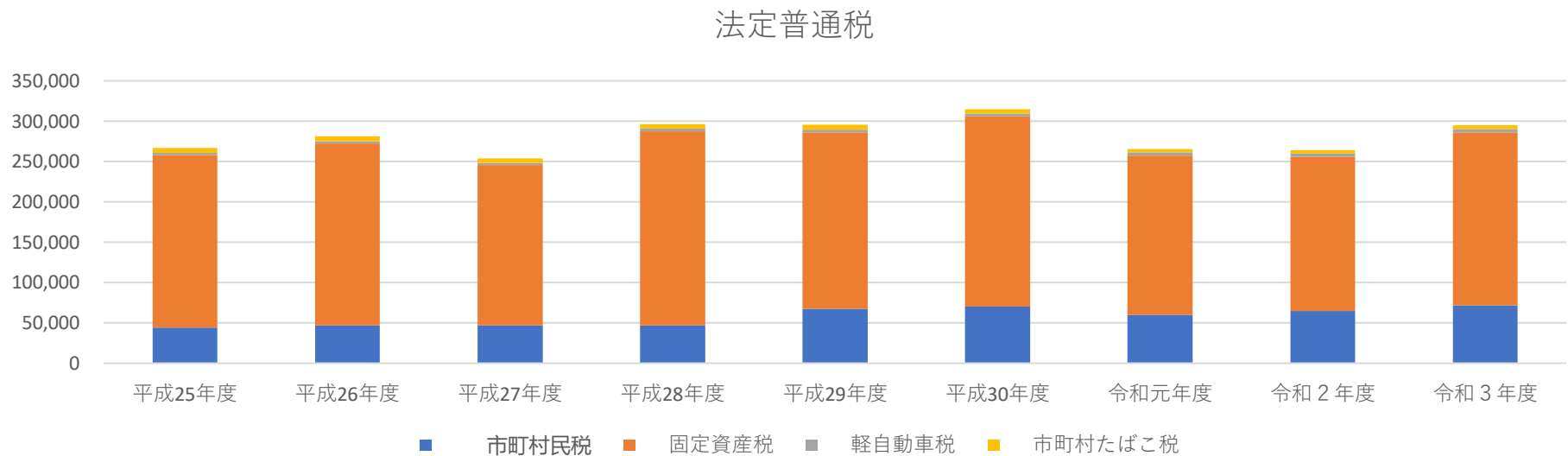
赤井川村の「普通税」及び「目的税」の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
普通税	267,005	281,095	254,229	296,545	295,718	314,891	265,505	264,269	295,131
法定普通税	267,005	281,095	254,229	296,545	295,718	314,891	265,505	264,269	295,131
市町村民税	44,243	46,731	46,673	46,803	67,218	69,974	60,024	64,584	71,061
個人均等割	1,479	1,404	1,624	1,837	1,914	1,627	1,945	1,992	1,964
所得割	37,569	35,918	34,364	38,773	44,746	44,226	43,759	45,699	49,277
法人均等割	3,568	3,511	3,864	4,231	6,463	6,211	6,239	8,089	6,715
法人税割	1,627	5,898	6,821	1,962	14,095	17,910	8,081	8,804	13,105
固定資産税	213,563	225,684	198,923	240,706	219,178	236,136	197,333	191,291	215,279
軽自動車税	2,652	2,642	2,721	3,155	3,379	3,586	3,768	4,045	4,271
市町村たばこ税	6,547	6,038	5,912	5,881	5,943	5,195	4,380	4,349	4,520
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
目的税	9,481	3,169	8,812	8,304	13,301	8,448	7,881	1,625	1,625
法定目的税	9,481	3,169	8,812	8,304	13,301	8,448	7,881	1,625	1,625
入湯税	9,481	3,169	8,812	8,304	13,301	8,448	7,881	1,625	1,625

赤井川村の「税収入」の推移表となります。

「市町村民税」は着実に増収となっておりますが、「固定資産税」は横ばい状態となっております。大型施設建設等での増収、償却資産の減収が要因となっております。

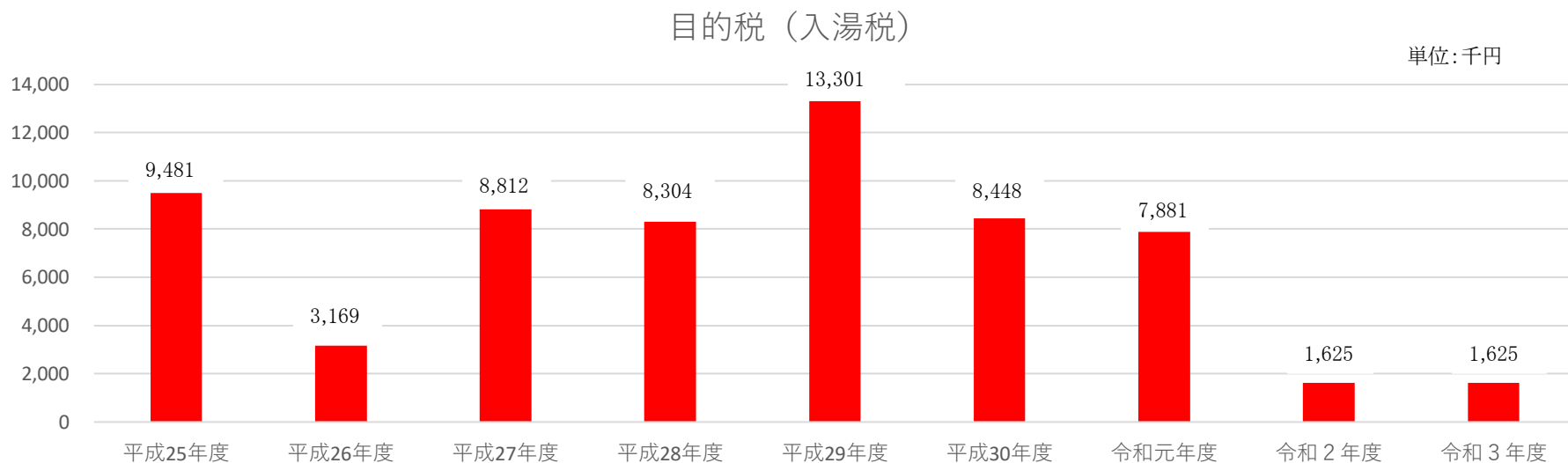
赤井川村の「普通税」の推移



赤井川村の「普通税」の推移表となります。

普通税とは「市町村民税・固定資産税・軽自動車税及び市町村たばこ税」を合計したもので、普通税の内、約75%が固定資産税となります。

赤井川村の「目的税(入湯税)」の推移



赤井川村の「目的税(入湯税)」の推移表となります。

入湯税とは「鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する税」で、課税対象者に対して、「日帰り客に対し、100円/1人・宿泊客1日に対し、150円/1人」の税を納めていただいております。

新たな財源の必要性

1. 公共インフラ補修及び新設整備等の財源確保(村道・水道及び河川等)
 - ・老朽化し、走行に支障がある路線の舗装路盤改修が必要(赤井川高原道路)
 - ・今後も新築されるコンドミニアムの水道供給に対応するため、水道施設の増築が必要(常盤地区)
2. 村内観光振興財源の確保
 - ・減少した観光客の集客のため新たな取組が必要
 - ・増加が見込まれる観光客のニーズに対応することが必要

必要な財源額

- | | |
|--------------------------------|-------|
| 1. 村道の維持整備(4.3kmの舗装路盤改修) | 8億円 |
| 2. 常盤簡易水道施設更新(未建設のコンドミニアム対応想定) | 20億円 |
| 3. 村内観光振興財源(0.1億円からの増額) | 0.2億円 |

観光振興の現状

1. 主な観光整備の支出状況(令和3年度)

・赤井川村商工会運営事業補助金 (商工会運営に係る補助金)	7,100,000円
・特産品開発支援事業補助金 (赤井川村の特産品開発への補助金)	572,565円
・赤井川村観光振興補助金	2,100,000円
・ウインターフェスティバル&シーニックナイト補助金 (冬の観光イベント)	300,000円
・あかいがわポイント巡りラリー事業補助金	282,500円
	合計 10,355,065円

新たな財源を確保

財源の検討

1. 税からの財源確保

- ①法定外普通税 ②法定外目的税

2. 税以外からの財源確保

- ①分担金 ②負担金 ③使用料 ④手数料 ⑤寄付金

税以外からの財源とは

分担金

地方公共団体が課する受益者負担金の一種。地方公共団体は、特定の多数人または特定の地域に対し利益を与える事業を行うとき、その事業に要する費用にあてるため、その事業によってとくに利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。とされている。

例) 赤井川村下水道事業受益者分担金徴収条例(抜粋)

- ・受益者が新たに公共下水道の使用を開始する旨の届け出があつたときに**分担金**を賦課するものとする。(20,000円)

負担金

国または地方公共団体が行う特定の事業に対し特別の利害関係を有する者に、その事業に要する経費の全部または一部を負担させるために、国または地方公共団体が一方的に課する金銭のことである。特別の利害関係者の性格により、受益者負担金、原因者負担金、損傷者負担金に区別される。強制的に一方的に課するものであるため、法律上の根拠を必要とする。現行法上、地方自治法第224条、道路法第61条、都市計画法第75条などに、負担金についての規定がある。

例) 赤井川村高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業条例(抜粋)

- ・入居者は、LSA派遣に要する費用として別表に定める費用負担基準により算定した**負担**しなければならない。(0円～4,900円)

税以外からの財源とは

使用料

国や地方公共団体が、行政財産や公の施設の使用に対し、その対価として使用者から徴収する金銭をいう。国公立学校の授業料、幼稚園や保育所の保育料、公園や図書館の入場料、公営住宅の賃貸料などがこれに属する。このほか、公の施設のなかには、地方公営企業法の適用を受ける水道、工業用水道、ガス、軌道、地方鉄道、自動車運送などの事業も含まれており、これらの地方公営企業で徴収される料金も使用料の一種である。使用料に関する事項は条例で定めなければならないことになっている。一般に、行政財産や公の施設は収益を目的とするものではないから、その使用料は、実費を限度とし、なるべく低廉に、かつ公平に定められるべきであろう。

手数料

行政上は国、公共団体などが特定の者のために行う事務について徴収する料金をいう。地方公共団体は地方自治法(227条)の定めるところにより各種手数料を徴収することができる。

例) 印鑑登録証明書交付**手数料** 1枚につき 300円

税以外からの財源確保の内容

分担金

- 規模 受益者を個別に特定する必要があり、規模は限定的
- 安定性継続性 特定の事業に係るため安定的であるが、継続的な確保は難しい
- 受益と負担 受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある

負担金

- 規模 受益者を個別に特定する必要があり、規模は限定的
- 安定性継続性 特定の事業に係るため安定的であるが、継続的な確保は難しい
- 受益と負担 受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある

使用料

- 規模 施設等利用者、役務提供先からの徴収となるため、規模は限定的
- 安定性継続性 安定的・継続的な確保が可能
- 受益と負担 受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある

手数料

- 規模 施設等利用者、役務提供先からの徴収となるため、規模は限定的
- 安定性継続性 安定的・継続的な確保が可能
- 受益と負担 受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある

税以外からの財源確保の検討結果

○分担金、負担金、使用料、手数料について、明確な受益と負担の対応関係が必要であるが、インフラ整備・観光振興においては、様々な形態があるため、関連付けが容易ではない。

このことから、税以外の財源確保の手法は適当ではないと考えられる。

税からの財源とは

普通税

地方税法に制限列挙された住民税や固定資産税、事業税などの普通税のほか、条例によって用途の制限されない普通税を課することができる。

法定外目的税

地方税法に定められた自動車取得税や軽油引取税、都市計画税、事業所税、入湯税といった目的税以外に、**条例で新設することが可能である。**

税からの財源確保の検討結果

「新たな財源の必要性」の検討結果及び上記のことから、財源の用途は限定されている。このことから、「法定外目的税」を適用とすることが望ましい。

新たな財源を確保

「税以外からの財源確保の検討結果」及び「税からの財源確保の検討結果」より「法定外目的税」から財源を確保する。

赤井川村の法定目的税

赤井川村の法定目的税は、「入湯税」を設けています。

赤井川村税条例より一部抜粋

(入湯税の納税義務者等)

第141条 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

(入湯税の課税免除)

第142条 次に掲げる者に対しては入湯税を課さない。

(1) 年齢12歳未満の者

(2) 地域住民の福祉の向上を図るため、村がもつばら近隣の住民に使用させることを目的として設置した施設における入湯者

(3) 学校教育上の見地から行われる行事の場合における入湯者

(入湯税の税率)

第143条 入湯税の税率は、入湯客1人1日について、150円とする。ただし、日帰り客については、1日100円とする。

※入湯税は、入湯施設の利用と市町村の行政サービスとの関連に着目し、鉱泉浴場所在の市町村が課する目的税です。その用途は、環境衛生施設の整備、鉱泉源の保護管理施設の整備、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備、観光の振興(観光施設の整備を含む)に要する費用に充てることとされています。

他町村の法定外目的税(富士河口湖町)

遊漁税

河口湖は富士五湖の一つとして国内外から多くの観光客が訪れております。また、富士山が見えるすばらしい環境の釣り場としても、多くの方々に知られるようになりました。近年、ブラックバス釣りの人気が高まり、釣り人の増加とともに河口湖周辺の違法駐車(路上・河川敷)、トイレの不足による汚染行為、釣り糸及びワーム(擬似餌)の放置による環境面への悪影響が問題となりました。このような状況の中で河口湖の環境を守り、河口湖を訪れた観光客や釣り客の皆さまに、快適なレジャーを楽しんでいただこうと、平成13年7月に河口湖周辺の1町2村(当時)で法定外目的税の「遊漁税」を導入し、平成15年に1町2村が合併して「富士河口湖町」となった現在も継続しています。

税収は、環境整備と環境美化の財源として、主に駐車場やトイレの整備、湖畔美化などに使われています。

他町村の法定外目的税(北九州市)

環境未来税

「環境未来都市」の創造を重点施策としてごみの資源化・減量化、産業廃棄物処理施設の整備及びエコタウン事業などの様々な取組みを推進しており、国内外から高い評価を得ています。環境の世紀といわれる21世紀を迎え、環境を維持・改善するための事業は、ますますその重要性を増しています。今後、**各種の環境施策をより積極的に推進していくためには、持続的で安定的な財源を確保することが必要です。**

このため、**産業廃棄物の最終処分である埋立てに課税し、その税収を様々な環境施策の費用の一部に充てる**法定外目的税として環境未来税を創設することとしたものです。

この環境未来税は、産業廃棄物の中間処理(破碎、脱水、焼却、中和等)は課税対象としていないため、企業の経済活動をリサイクルや減量化に誘導することも期待できます。

他町村の法定外目的税(薩摩川内市 他)

使用済核燃料税

発電用原子炉から取り出した使用済核燃料を、使用済核燃料貯蔵施設または再処理施設に搬出されるまでの間、貯蔵されているものについて、課税されます。

使用済核燃料税は、原子力発電所の立地に伴う防災対策、民生安定対策、環境対策などの様々な事業を実施するための貴重な財源として活用されています。

他町村の法定外目的税(箕面市)

開発事業等緑化負担税

平成28年7月より本市の貴重な財産である良好な自然環境や住環境をはじめとする都市環境を将来にわたって守り、その魅力を向上させるため、法定外目的税「開発事業等緑化負担税」を導入しました。

この税は、開発行為等を行う事業者を対象に課税し、税収は新たに設立した基金に積み立て、市が行う森林整備、市街地緑化、農地保全に関する事業や山林所有者・市民による里山保全活動への助成などに活用することにより、みどり豊かな本市の魅力をさらに高めています。

他町村の法定外目的税(美作市)

美作市事業用発電パネル税

現在協議中案件

他町村の法定外目的税(京都市 他)

宿泊税

宿泊税は、観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるための目的税です。

- ・災害強化
- ・バリアフリー
- ・観光案内版の設置
- ・歩道工事
- ・観光プロモーション動画
- ・駅エスカレーター工事 等

その様々な目的に対し施策されています。

赤井川村の法定外目的税を決定

宿泊税にて財源確保

これまでの経緯より、宿泊税にて財源確保したい。

宿泊税(法定外税)導入の為の手続き

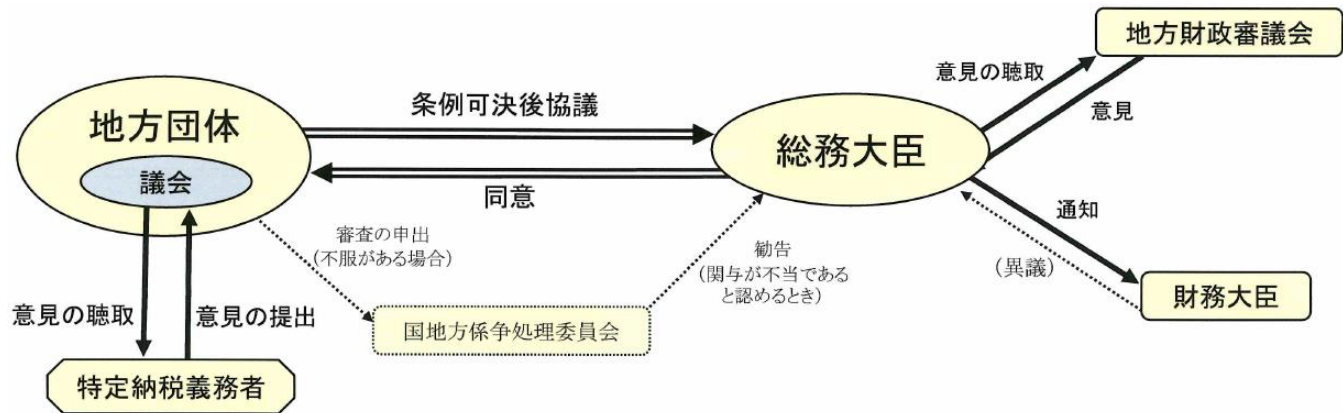
法定外税

地方団体は地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができ、これを「法定外税」といいます。平成12年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設されました。また、平成16年度税制改正により、既存の法定外税について、税率の引下げ、廃止、課税期間の短縮を行う場合には総務大臣への協議・同意の手続きが不要となったほか、特定の納税義務者に係る税収割合が高い場合には、条例制定前に議会でその納税者の意見を聴取する制度が創設されました。

宿泊税導入の為の手続き

法定外税新設等の手続

地方団体の議会が特定納税義務者に意見の聴取を行い、特定納税義務者は意見の提出を行います。地方団体の議会において条例可決後、総務大臣に対して協議を行います。総務大臣は地方財政審議会に意見の聴取を行い、意見を得ます。また、財務大臣に通知を行い、異議がある場合は、異議が出されます。その後、総務大臣は同意を行います。地方団体は総務大臣の関与に不服がある場合は国地方係争処理委員会に審査の申出を行います。国地方係争処理委員会は関与が不当であると認める時は、総務大臣に対して勧告を行います。



次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。
(地方税法第261条、第671条、第733条)

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- (3) (1)及び(2)のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

特定納税義務者

特定納税義務者とは、当該納税義務者に対して課すべき法定外税の課税標準の合計が、その法定外税の課税標準の合計の10分の1を継続的に超えると見込まれる者として、次の2つの要件をどちらも満たすと見込まれる者です。

- (1) 条例施行後5年間の当該納税義務者の法定外税の課税標準の合計が、その法定外税の課税標準の総額の合計の $1/10$ を超える見込みがあること
- (2) 当該納税義務者の法定外税の課税標準の合計が、その法定外税の課税標準の総額の $1/10$ を超える年が、条例施行後5年間のうち3年以上あると見込まれること

地方税法

地方税法より一部抜粋

(法定外目的税の新設変更)

第七百三十一条 道府県又は市町村は、条例で定める特定の費用に充てるため、法定外目的税を課することができる。

2 道府県又は市町村は、法定外目的税の新設又は変更(法定外目的税の税率の引下げ、廃止その他の政令で定める変更を除く。次項及び次条第二項において同じ。)をしようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 道府県又は市町村は、当該道府県又は市町村の法定外目的税の一の納税義務者(納税義務者となるべき者を含む。以下本項において同じ。)であつて当該納税義務者に対して課すべき当該法定外目的税の課税標準の合計が当該法定外目的税の課税標準の合計の十分の一を継続的に超えると見込まれる者として総務省令で定めるもの(以下本項において「特定納税義務者」という。)であるものがある場合において、当該法定外目的税の新設又は変更をする旨の条例を制定しようとするときは、当該道府県又は市町村の議会において、当該特定納税義務者の意見を聴くものとする。

(平一法八七・全改、平一法一六〇・平一六法一七・一部改正)

第七百三十二条 総務大臣は、前条第二項の規定による協議の申出を受けた場合においては、その旨を財務大臣に通知しなければならない。

2 財務大臣は、前項の通知を受けた場合において、その協議の申出に係る法定外目的税の新設又は変更について異議があるときは、総務大臣に対してその旨を申し出ることができる。

(平一法八七・全改、平一法一六〇・一部改正)

第七百三十二条の二 総務大臣は、第七百三十一条第二項の同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(平一法一六〇・追加)

(総務大臣の同意)

第七百三十三条 総務大臣は、第七百三十一条第二項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

(平一法八七・全改、平一法一六〇・一部改正)

(法定外目的税の非課税の範囲)

第七百三十三条の二 地方団体は、次に掲げるものに対しては、法定外目的税を課することができない。

一 当該地方団体の区域外に所在する土地、家屋、物件及びこれらから生ずる収入

二 当該地方団体の区域外に所在する事務所及び事業所において行われる事業並びにこれらから生ずる収入

三 公務上又は業務上の事由による負傷又は疾病に基因して受ける給付で政令で定めるもの

(平一法八七・追加)

(法定外目的税の徴収の方法)

第七百三十三条の三 法定外目的税の徴収については、徴収の便宜に従い、当該地方団体の条例の定めるところによつて、普通徴収、申告納付、特別徴収又は紙証徴収の方法によらなければならない。

留意事項

法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について

2. その他

法定外税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たって、**税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要**であり、特に、次のことに留意すべきである。

- (1) **地方公共団体の長及び議会において、法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。**
- (2) **地方公共団体の長及び議会において、その税収入を確保できる税源があること、その税収入を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと等のほか、徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。**
- (3) **法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民（納税者）の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。**

宿泊税導入の必至事項(まとめ)

1. 十分な検討を行う。
2. 税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討を行う。
3. 税収入を必要とする財政需要があること。
4. 公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと。
5. 徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討を行う。
6. 条例可決後総務省協議(協議期間 3ヶ月～2年)

他官公庁の宿泊税状況について

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市
課税客体	東京都内に所在する旅館業法の許可を受けて行う施設への宿泊行為 ・旅館、ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業	大阪府内に所在する旅館業法の許可を受けて行う施設への宿泊行為 ・旅館、ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業 ・国家戦略特別区域法上の特別民泊施設 ・住宅宿泊事業法上の特別民泊施設	京都市内に所在する旅館業法の許可を受けて行う施設への宿泊行為 ・旅館、ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業 ・住宅宿泊事業法上の特別民泊施設	金沢市内に所在する旅館業法の許可を受けて行う施設への宿泊行為 ・旅館、ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業 ・住宅宿泊事業法上の特別民泊施設	倶知安町内に所在する旅館業法の許可を受けて行う施設への宿泊行為 ・旅館、ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業 ・住宅宿泊事業法上の特別民泊施設	福岡県内に所在する旅館業法の許可を受けて行う施設への宿泊行為 ・旅館、ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業 ・国家戦略特別区域法上の特別民泊施設 ・住宅宿泊事業法上の特別民泊施設	福岡市内に所在する旅館業法の許可を受けて行う施設への宿泊行為 ・旅館、ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業 ・住宅宿泊事業法上の特別民泊施設	北九州市内に所在する旅館業法の許可を受けて行う施設への宿泊行為 ・旅館、ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業 ・住宅宿泊事業法上の特別民泊施設
納税義務者	上記施設への宿泊者							
課税標準	上記施設への宿泊数							

国家戦略特区区域法とは、「世界で1番ビジネスがしやすい環境」を創出する目的で始まった政策のこと。

他官公庁の宿泊税状況について

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	俱知安町	福岡県	福岡市	北九州市
課税免除	一泊一万円未満の宿泊	一泊七千円未満の宿泊	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行その他学校行事に参加しているもの ・学校が主催する修学旅行その他学校行事の引率者 	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童、生徒、学生及び引率者で、当該学校が主催する修学旅行その他規則で定める学校行事に参加しているもの ・学校教育法第1条に規定する中学校、義務教育学校(前期課程を除く。)、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(幼稚部及び小学部を除く。)、大学、高等専門学校若しくは学校教育法第124条で規定する専修学校の生徒又は学生で、俱知安町内で職場体験を行うもの 	なし	天災その他特別の理由により必要と認められる者その他特別の事情がある者に対し	天災その他特別の事情がある場合において宿泊税の減免を必要とすると認める者
徴収方法	特別徴収 特別徴収義務者が宿泊者より徴収し納付する。							

他官公庁の宿泊税状況について

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市
特別徴収義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法の許可を受けた者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法の許可を受けた者 ・国家戦略特別区域法に規定する認定者 ・住宅宿泊事業法に規定する認定者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法の許可を受けた者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法の許可を受けた者 ・住宅宿泊事業法に規定する認定者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法の許可を受けた者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法の許可を受けた者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法の許可を受けた者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者
税	<p>一人一泊</p> <p>宿泊料金が15,000未満のもの 100円</p> <p>15,000円以上のもの 200円</p>	<p>一人一泊</p> <p>宿泊料金が15,000未満のもの 100円</p> <p>15,000円以上20,000円未満のもの 200円</p> <p>20,000円以上のもの 300円</p>	<p>一人一泊</p> <p>宿泊料金が20,000円未満である場合 200円</p> <p>20,000円以上50,000円未満である場合 500円</p> <p>50,000円以上である場合 1,000円</p>	<p>一人一泊</p> <p>宿泊料金が20,000円未満である場合 200円</p> <p>20,000円以上である場合 500円</p>	<p>一人一泊</p> <p>宿泊料金の2%</p> <p>(1) 1人当たりごとに宿泊料金を計算する場合 1人の宿泊料金</p> <p>(2) 1部屋当たりごとに宿泊料金を計算する場合 1部屋の宿泊料金</p> <p>(3) 1棟当たりごとに宿泊料金を計算する場合 1棟の宿泊料金</p>	<p>一人一泊</p> <p>200円</p> <p>宿泊税を課している市町村</p> <p>100円</p> <p>福岡市 50円</p>	<p>一人一泊</p> <p>宿泊料金が20,000円未満である場合 150円</p> <p>20,000円以上である場合 450円</p>	<p>一人一泊</p> <p>150円</p>
検討期間	5年毎	5年毎	5年毎	5年毎	5年毎	初回3年 その後は5年を目途	不明（福岡県と同じ）	3年毎

他官公庁の宿泊税状況について

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市
事務費補助	25/1,000 限度額100万 円/年 交付金	不明 (25/1,000)	25/1,000 (R5まで 30/1,000) 補助金	25/1,000 (R6まで 30/1,000) 交付金	25/1,000 (R5まで 30/1,000) 奨励金	不明	25/1,000 (R6まで 30/1,000) 報奨金	25/1,000 (R6まで 30/1,000) 報奨金
目的	国際都市東京の魅力を高めるとともに、 観光の振興 を図る施策に要する費用に充てるため	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに 観光の振興 を図る施策に要する費用に充てるため	国際文化観光都市としての魅力を高め、及び 観光の振興 を図る施策に要する費用に充てるため	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な 観光の振興 を図る施策に要する費用に充てるため	世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、 観光の振興 を図る施策に要する費用に充てるため	観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の 観光の振興 を図る施策に要する費用に充てるため	福岡市観光振興条例第11条第2項の規定に基づき ↓ 観光振興 に関し、基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、観光振興に必要な事項を定めることにより、 観光振興 に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって本市経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の 観光の振興 を図る施策に要する費用に充てるため